

「できたらら車で遠出を」

大阪・枚方市控訴断念 原告勝訴確定



枚方市の控訴断念を受けて喜び合う佐藤さん（前列右から3人目）と弁護団、支援する会の人たち＝2日、大阪府枚方市

自動車保有を理由に生活保護を廃止した処分は違法と認定した大阪地裁判決（4月19日）に対し、被告の大阪府枚方（ひらかた）市は2日、判決を受け入れ、控訴しないと発表、原告の佐藤キヨ子さん（73）の勝利が確定しました。

「完全勝訴」。佐藤さんと支援者らの喜びがはじけました。記者会見で佐藤さんは「暗い世の中に私と同じよ

うな弱い人たちが、これから自由に車に乗れるようになった日やと思うと、とてもうれい」と感無量に語り、「本当にみなさんからの支援ありがとうございました。できましたら、車を運転して海の近くでおいしいものを食べてみたい」と話しました。

弁護団長の尾藤廣喜弁護士は「枚方市には佐藤さんを苦しめてきたことを真摯（しん

し）に反省し、判決を踏まえて自動車の保有を不当に制限するいまの生活保護行政はただちに改めてもらいたい。厚生労働省には自動車の所有と利用を分離し、利用の範囲を広く認めるべきだとの判決を徹底してもらいたい」と語りました。

同市は控訴を見送る理由として、「厚生労働省などの関係機関および顧問弁護士とも協議したうえで、諸般の事情を総合的に判断し、控訴を行わないことに決定した。地裁判決の趣旨を十分踏まえ、いっその生活保護制度の適正な事務執行に努める」としています。